

資料 4（対策本部の所掌事項）

部	班	業務分担
各部共通	各班共通	1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関する事。
		2 所管に属する災害応急対策等に必要資機材の整備及び点検に関する事。
		3 災害時における所管事項の執行記録に関する事。
		4 他班への支援に関する事。
総務部	危機対策班	1 災害対策の庶務に関する事。
		2 本部の設置及び運営に関する事。
		3 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関する事。
		4 気象等の予警報及び災害情報の受理伝達に関する事。
		5 被害状況の総合的な取りまとめ及びその報告に関する事。
		6 避難指示等の発令に関する事。
		7 災害における通信の管理及び確保に関する事。
		8 北海道知事への災害報告等に関する事。
		9 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
		10 DMA Tの受入れに関する事。
	総務班	1 防災関係機関及び住民組織等への出動要請に関する事。
		2 職員の非常召集に関する事。
		3 災害記録に関する事。
		4 災害救助法の適用申請に関する事。
		5 被災者台帳の整備に関する事。
		6 災害統計に関する事。
		7 各部各班の連絡調整に関する事。
		8 その他の各部各班に属さない事。
	財政班	1 町有財産の被害調査及び応急対策、災害復旧に関する事。
		2 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。
		3 災害関係経費の経理に関する事。
		4 本部員等の食糧、寝具及び水害対策活動に必要な被服等の調達及び配布に関する事。
		5 自動車の賃借及び公用車の運行管理に関する事。
	税務・出納班	1 避難所の開設及び被災者の受け入れに関する事。
		2 町民等の避難誘導に関する事。（警察、消防機関との協力により実施）
		3 被災地の巡視警戒及び被災状況の把握に関する事。なお、水害時については、必要に応じ建設班が行う巡視警戒に支援を行うものとする。
		4 一般世帯の被害調査(住宅及び非住宅)及び被災世帯調査表の作成に関する事。※農業地区については農務班と、市街地については産業振興班と協議を行い災害の規模及び形質等を考慮して調査対象の分担を行うものとする。
		5 被災者の税の減免に関する事。
		6 罹災証明書の発行に関する事。
	秘書班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
		2 関係機関等来庁者の接遇に関する事。
		3 その他本部への来庁者の接遇に関する事。

資料 4（対策本部の所掌事項）

企画部	企画班	1 災害現地への視察及び応援に関すること。
		2 国、道、関係機関への陳情及び要請並びに資料調達に関すること。
		3 災害復旧と総合計画の調整に関すること。
		4 公共交通に関すること。
		5 部内の連絡調整に関すること。
	デジタル班	1 情報通信機能の確保・維持に関すること
		2 町民等に対する災害の広報に関すること。
		3 報道機関との連絡調整に関すること。
		4 災害情報記事及び記録写真の収集、保存に関すること。
住民環境部	住民班	1 町民等の安否確認についての問合せ窓口に関すること。
		2 その他災害時における町民等対策に関すること。
		3 部内の連絡調整に関すること。
	環境生活班	1 環境衛生施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 被災地の巡視警戒及び被災状況の把握に関すること。
		3 防疫等環境衛生保持に関すること。
		4 災害時における交通安全に関すること。
		5 町内会長との連絡調整に関すること。
		6 行方不明者の捜索及び死体の収容並びに埋葬等に関すること。
		7 災害廃棄物の処理に関すること。
		8 家庭動物の取扱に関すること。
		9 その他災害時における環境生活対策に関すること。
福祉部	保健福祉・介護班	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 義援金の配分に関すること。
		3 被災者に対する弔慰金、厚生資金及び援護資金に関すること。
		4 被災者に対する被服、寝具、その他必需品の給与に関すること。
		5 救援物資の配分に関すること。
		6 被災者に対する生活保護及び相談に関すること。
		7 日赤救助機関並びにボランティア等支援団体の受入れ及び受入れ状況の記録に関すること。
		8 災害時の医療及び助産に関すること。
		9 要配慮者の安否確認及び情報収集伝達等に関すること。
		10 北海道保健行政室及び江別医師会との連絡調整に関すること。
		11 被災地及び避難所の保健指導に関すること。
		12 当別町総合保健福祉センター福祉避難所の開設・運営に関すること。
		13 災害ボランティアセンターの支援に関すること
	子ども未来班	1 子ども発達支援センターの被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 災害時における子ども発達支援センター利用者の避難誘導に関すること。
		3 認定こども園の被害調査に関すること。
		4 認定こども園との連絡調整に関すること。

資料 4 (対策本部の所掌事項)

経済部	農務・農業委員会 事務局班	農地、農業施設、農作物等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。なお、農業地区の被害調査については、税務・出納班と協議のうえ行うものとする。
		被災農家の資金斡旋、農業災害補償、営農指導等の援護に関すること。
		家畜の救助対策及び被害調査、災害対策に関すること。
		農作物並びに家畜の防疫及び伝染病予防に関すること。
		所管施設を避難所として開設する場合は、税務・出納班への支援に関すること。
		部内の連絡調整に関すること。
	産業振興班 観光振興班	商工業施設、観光施設、企業等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。なお、商工業地区の被害世帯調査については、税務・出納班と協議のうえ行うものとする。
		災害時における応急食糧の確保及び供給に関すること。
		被災商工観光業者への融資等の対策に関すること。
		災害時における火薬類、油類及び高圧ガスの管理、保安に関すること。
		所管施設を避難所として開設する場合は、税務・出納班への支援に関すること。
		道の駅に関すること。
	ゼロカーボン班	町有林、林業施設等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		林野火災に関すること。
		炊き出し等による食料品の供給に関すること。
建設水道部	建設班	公共土木施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		町有建築物の被害調査及び応急対策、復旧対策に対する所管班への技術支援に関すること。
		被災箇所の応急対策及び応急・復旧対策に必要な建設機械、資材、人員の確保に関すること。
		被災家屋の危険度判定に関すること。
		水防施設及び危険区域等の巡視警戒並びに防災措置に関すること。
		水防技術の指導に関すること。
		本部と被災地との連絡、伝令、通信等に関すること。
		被災者に対する住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること。
		災害時の輸送計画及び町有建設機械の運行実施に関すること。
		避難所及び仮設住宅等の営繕に関すること。
		水防資機材の備蓄、点検及び配備に関すること。
		町営住宅の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		その他、他班に属さない災害応急対策全般に関すること。
		災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。
		内水排除機の運転操作及び樋門、樋管の操作に関すること。
		公園緑地、街路樹の被害調査及び所管都市施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		除排雪に関すること。
		道路の通行規制に関すること。
		交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。
		部内の連絡調整に関すること。
	上下水道班	上下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。
		災害関係予算の編成及び資金の調達並びに経理に関すること。
		被災区域の水道料金及び下水道使用料の減免に関すること。

資料 4（対策本部の所掌事項）

教育部	学校教育班	1	学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2	災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。
		3	被災児童・生徒の救護及び応急教育対策に関すること。
		4	被災児童・生徒の教科書及び学用品等の給与に関すること。
		5	被災児童・生徒の医療及び防疫に関すること。
		6	各小中学校との調整連絡に関すること。
		7	学校教育施設を避難所として開設する場合の施設の管理及び運営に関すること。
		8	学校給食施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		9	災害時における児童・生徒の給食確保に関すること。
		10	部内の連絡調整に関すること。
	社会教育班	1	社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2	災害対策活動を支援する社会教育団体等の連絡調整に関すること。
		3	災害時における社会教育施設入場者の避難誘導に関すること。
		4	社会教育施設を避難所として開設する場合の施設の管理及び運営に関すること。
支援部 (議会事務局)	緊急支援班	1	応急対策の緊急支援に関すること。
		2	総務班・危機対策班への支援に関すること。